

サービス利用者・
施設入所されて
いる皆さんへ

平成27年8月1日から

介護保険の費用負担が変わります

高齢化が進む中で制度を維持するために必要な見直しです。
費用負担の見直しとあわせて、在宅医療と介護の連携や、認知症の人のが
地域で暮らし続けられるようにするための制度改正も行われます。

①負担割合が変わります

一定以上所得のある人は、
介護サービスを利用したとき
の負担割合が、1割から2割
になります。

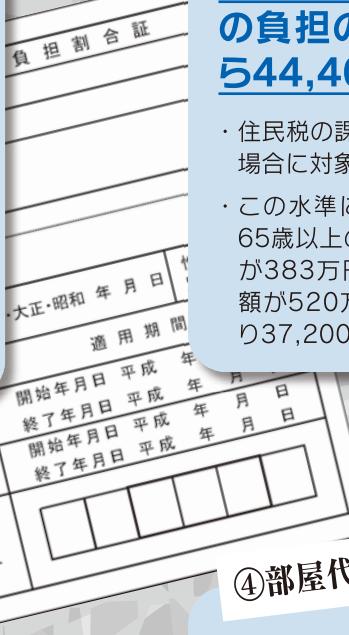
- ・収入が年金のみの場合は年収280万円以上の人、年金収入以外がある場合は、合計所得額が160万円以上の人を対象になります。
- ・ただし、同一世帯の65歳以上の人の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。
- ・65歳未満の人および住民税を課税されていない人は、対象外です。

介護保険負担割合証
が市から交付されます
ので、被保険者証と一緒に
サービス利用時に提出
してください。

③食費や部屋代の負担軽減 の基準が変わります

食費や部屋代(室料+光熱水費)
の負担軽減を受けられる人が、
非課税世帯の中の預貯金などの少
ない人に限定されます。

- ・非課税世帯の人とは、世帯全員が住民税を課税されていない人を指します。
- ・預貯金など(現金や有価証券なども含む)を、配偶者がいる人は合計2,000万円超、いない人は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- ・また、配偶者が住民税を課税されている場合には、世帯が分かれても対象外になります。



②負担上限が変わります

世帯内に現役世代並みの所得
がある高齢者がいる場合、月々
の負担の上限が37,200円か
ら44,400円になります。

- ・住民税の課税所得145万円以上の人がある場合に適用になります。
- ・この水準に該当していても、同一世帯内に65歳以上の人が1人の場合はその人の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合は、申請により37,200円になります。

市への申請が
必要なり
ます。

④部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋
(多床室)に入所する課税世帯
の人は、室料相当の額を負担し
ていただくことになります。

- ・食費や部屋代の負担軽減を受けない人が対象になります。(世帯全員が住民税を課税されていない人で、引き続き食費や部屋代の負担軽減を受ける人の相部屋代は変わりません。)
- ・具体的な相部屋代の負担額は、各施設にお問い合わせください。

市へ申請の際に、
通帳の写しなどの
提出が必要な
になります。

問合先：長寿福祉課 ☎53-2218